宮城県公報

発　行
宮　城　県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目　次

条　例
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（共同参画社会推進課等）　一ページ

条　例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年九月七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第六十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第一条　特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を除く。）」に改め、同項第二号中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。）」に改める。

（建設業法施行条例及び宅地建物取引業法施行条例の一部改正）

第二条　次に掲げる条例の規定中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「係る本人確認情報」を「係る機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を除く。）」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「当該本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。）」に改める。

一　建設業法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十五号）第二条第二項

二　宅地建物取引業法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十八号）第七条第二項

（都市計画法施行条例の一部改正）

第三条　都市計画法施行条例（平成十二年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。第十六条第三項において同じ。）」に改める。

第十六条第三項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附　則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。